

県立高等学校修学支援事業補助金（学び直しへの支援）実施要綱

〔制定 平成 27 年 3 月 12 日〕

（趣旨）

第 1 条 県立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援）は、高等学校等を中途退学した後再び県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

なお、本事業に基づき県の交付する補助金については、この要綱の定めるところによる。

（補助金の名称及び目的）

第 2 条 この要綱に基づき県の交付する補助金の名称は、県立高等学校学び直し支援金（以下「支援金」という。）とする。

2 この支援金は、高等学校等を中途退学した後再び県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（事業の実施主体）

第 3 条 本事業による補助の対象とする事業の実施主体（以下「生徒」という。）は、次の各号に定める要件に全て該当する個人とする。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 2 号に該当する者
- 四 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第 3 条第 2 項第 3 号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- 五 高等学校等を退学したことがある者
- 六 支援金の支給を通算して 24 月以上受けていない者

七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

（事業の内容）

第4条 補助対象となる事業は、栃木県立高等学校に前条に掲げる要件を具備する者が在学する事業とする。

（学び直しへの支援）

第5条 県は、予算の範囲内において、本要綱に定めるところにより、支援金を生徒に支給するものとする。ただし、支援金は生徒に直接支給するのではなく、生徒が県に支払うべき授業料債権の弁済に充てるものとする。

2 前項ただし書きにより、授業料債権の弁済に充てることをもって支援金を生徒に支給したものとみなす。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、第3条に掲げる生徒が月の初日において在学する県立高等学校に対して支払うべき授業料債権とする。

（支援金の額）

第7条 第5条に規定する支援金の額は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する支援金の額は、生徒が栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和28・4・7教育委員会規則第2号）第6条に規定する月額授業料の特例の適用を受ける場合には、当該第6条に規定する額を超えない額とする。

（受給資格認定申請）

第8条 生徒は、申請書に関係書類を添えて在学する県立高等学校に提出しなければならない。

2 県立高等学校長は、提出された申請書について審査し、条件に適合すると認めるときは、別に教育長が定めるところにより教育委員会に回付する。

（受給資格）

第9条 教育委員会は、前条により回付された審査結果に対して、当該生徒が在学する県立高等学校長宛て受給資格の認定を通知するものとする。

(支援金の支給決定)

第 10 条 教育委員会は、前条により認定された生徒（以下「受給権者」という。）に対して、当該生徒が在学する県立高等学校長宛て支援金の支給決定を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた県立高等学校長は、生徒宛てその旨を通知するものとする。

(保護者等の収入状況届出)

第 11 条 受給権者は、毎年度 7 月末日までに保護者等の収入に関する状況を在学する県立高等学校に届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、生徒の在学関係等に変更が生じた場合には、届出書を県立高等学校宛て提出するものとする。

3 前項により所得要件を確認した場合には、第 1 項に定める届出はこれを要しない。

(支援金の支給額の変更決定)

第 12 条 前条により提出を受けた県立高等学校長は、別に定めるところにより教育委員会宛て提出するものとする。

2 前項により提出を受けた教育委員会は、変更の決定を行うものとする。

(支援金の支給の停止)

第 13 条 支援金は、受給権者が在学する県立高等学校を休学した場合において、受給権者が、在学する県立高等学校を通じて教育委員会に申し出たときは、その支給を停止する。

(支援金の一時差止め)

第 14 条 受給権者が、正当な理由がなく第 11 条第 1 項の規定による届出をしないときは、支援金の支払いを一時差し止めることができる。

(在学状況の確認)

第 15 条 県立高等学校長は、受給権者の在学状況を管理し、在学関係に変更が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、栃木県教育委員会教育長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 26 年度の支援金の交付から適用する。

別表

全日制課程	月額 9,900円
定時制課程	月額 2,700円
通信制課程	月額 520円

県立高等学校学び直し支援金交付要領

(趣旨)

第1条 県の支給する県立高等学校学び直し支援金（以下「支援金」という。）については、県立高等学校修学支援事業補助金（学び直しへの支援）実施要綱（平成27年3月12日付け学教第 号教育委員会教育長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の申請)

第2条 要綱第8条第1項の規定により申請する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出機関
県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書	様式第1号	1部	在学する県立高等学校

2 前項の県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書に添付すべき書類は、申請者の保護者等の市町村民税所得割額が確認できる書類とする。

(状況報告)

第3条 要綱第11条第1項及び第2項の規定により届け出る書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出機関
県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書	様式第1号	1部	在学する県立高等学校

2 前項の県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書兼収入状況届出書に添付すべき書類は、届出者の保護者等の市町村民税所得割額が確認できる書類とする。

(様式)

第4条 前条までに定めるほか、この要領の規定による書類の様式は次の各号に定めるところによる。

- 一 要綱第9条の規定による受給資格認定通知書 様式第2号
- 二 要綱第10条第1項の規定による支給額決定通知書 様式第3号
- 三 要綱第12条第2項の規定による支給額変更決定通知書 様式第4号
- 四 要綱第13条の規定による支給停止申出書 様式第5号
- 五 要綱第14条の規定による一時差止め通知書 様式第6号

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は栃木県教育委員会事務局学校教育課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年度分の支援金から適用する。

県立高等学校学び直し支援金事務処理要領

平成 27 年 3 月 12 日

教育委員会事務局学校教育課

1 事務処理に当たって

県立高等学校等学び直し支援金の支給事務については、県立高等学校修学支援事業補助金（学び直しへの支援）実施要綱（平成 27 年 3 月 12 日教育長通知）及び県立高等学校学び直し支援金交付要領（平成 27 年 3 月 12 日教育長通知）のほか、本事務処理要領にしたがい運用すること。

なお、県立高等学校学び直し支援金については、高等学校等就学支援金の支給期間経過後に支給されるものであり、高等学校等就学支援金との共通事項が多いことから、事務処理当たっては、特段の除外がない限り高等学校等就学支援金事務処理要領第 2 版（平成 27 年 3 月 31 日学校教育課長通知）によること。

2 県立高等学校学び直し支援金の事務手続について

(1) 受給資格の認定及び支給決定

高等学校等就学支援金事務処理要領による。ただし、県立高等学校学び直し支援金の手続による場合には、別添様式集を使用すること。

(2) 保護者等の収入の状況に関する届出及び変更支給決定

高等学校等就学支援金事務処理要領による。ただし、県立高等学校学び直し支援金の手続による場合には、別添様式集を使用すること。

(3) 支給の停止・再開、受給資格の消滅

高等学校等就学支援金事務処理要領による。ただし、県立高等学校学び直し支援金の手続による場合には、別添様式集を使用すること。

3 県立高等学校学び直し支援金の留意事項

(1) 支給期間

県立高等学校修学支援事業補助金（学び直しへの支援）実施要綱第 3 条第 6 号の規定により最大で 2 4 月である。

(2) 支援金の額

県立高等学校修学支援事業補助金（学び直しへの支援）実施要綱第 7 条第 1 項別表による。

なお、県立高等学校学び直し支援金は、高等学校等就学支援金と異なり、単位当たり

の授業料を設定している高等学校においても、定額での支給となるので注意されたい。

(3) 履修単位の確認

前在籍校における履修単位の確認は、原則として本人からの申告による。

4 その他

この要領によりがたい場合には、個別に学校教育課と協議すること。